

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

京都府宮津市

2 構造改革特別区域の名称

宮津市福祉有償運送特区

3 構造改革特別区域の範囲

宮津市の全域

4 構造改革特別区域の特性

宮津市は、京都府の北西部・日本海に面して位置し、日本三景「天橋立」に象徴される豊かな自然と優れた歴史文化に恵まれた、全国から年間 270 万人の観光客が訪れる北近畿有数の観光都市である。

総人口は、平成 17 年 3 月 31 日現在で 22,722 人で、人口減少、少子化・高齢化が急速に進行する中、特に高齢化率については 30.9%と全国平均を大きく上回っており、平成 19 年度には 32.3%に達すると予測される。

総人口のうち移動制約者は 3,375 人（表 1 参照）にのぼり、通院など外出する際の支援を必要としている。また、要介護認定を受けていない移動制約者も多く存在すると推定され、ニーズに対する具体的な移送手段の確保が課題となっている。

一方、市内における公共交通機関は、市の南部を中心に、東西及び南北に走る第三セクターによる 2 路線の鉄道（表 2 参照）と 1 路線の市営バス、民間 2 社による 15 路線のバス（表 3 参照）及び民間 4 社のタクシー（表 4 参照）が運行しているものの、市域が南北に長く中山間地域も多く点在する地理的条件からも、日常生活においては、依然として公共交通機関よりも自家用車による移動が中心となっている。

また、市街地を除いてはタクシー会社から片道 15km 以上離れており、またバス路線の停留所から数キロ以上離れている集落も多く、市内移動制約者のニーズに必ずしも十分に対応できている状況にはないものと考えられる。

表 1 市内移動制約者の状況（平成 17 年 3 月 31 日現在）

移動制約自由の内容	人数	内訳	人数
要支援・要介護認定者数	1,293	要支援	184
		要介護 1	459
		要介護 2	207
		要介護 3	153
		要介護 4	149
		要介護 5	141
身体障害者手帳交付者数	1,810	視覚障害	108
		聴覚・平衡機能障害	211
		音声・言語・そしゃく機能障害	40
		肢体不自由	995
		内部障害	456
療育手帳交付者数	195	最重度・重度	88
		中度・軽度	107
精神障害者保健福祉手帳交付者数	77		
合計（重複あり）	3,375		

表 2 鉄道

会社名	路線数	備考
北近畿タンゴ鉄道株式会社	2 路線：宮津線・宮福線	8 駅

表 3 バス路線

会社名	路線数	使用車両台数	備考
上宮津バス運行協議会	1	1 台	市営
丹後海陸交通株式会社	13	11 台	運行委託路線含む
加悦フェローライン株式会社	1	1 台	

表4 ハイヤー協会等

会社名	所在地	所有台数(うち福祉車両)	備考
京都タクシー株式会社	鶴賀 2066-71	12台 (1台)	市内営業所のみ
日本交通株式会社	鶴賀 2060-45	14台 (2台)	市内営業所のみ
ハート急便有限会社	難波野 38-2	2台 (2台)	
吉田介護タクシー	喜多 1160	2台 (2台)	

宮津・与謝管内で所有する台数

表5 福祉タクシー券利用状況(制度説明後段)

事業名	実施主体	助成金額(円)	
		H15年度	735,800
宮津市福祉タクシー利用助成事業	宮津市	H16年度	1,285,000

5 構造改革特別区域計画の意義

障害者や要介護・要支援認定者等、公共交通機関を利用して移動することが困難な人を対象に実施する福祉有償運送について、福祉車両のみならずセダン型の一般車両の使用を可能としたボランティア輸送体制を整備することで、地域福祉の増進を図ることができる。

特に、座位の保持が可能で容易に乗降可能な移動制約者にとっては、車両台数の少ない福祉車両よりもセダン型車両を使用した移送サービスが有効であると考えられる。

6 構造改革特別区域計画の目標

本市においては、平成15年3月に第3次高齢者保健福祉計画を策定し、現在「高齢者が幸せに暮らせる社会の実現」を基本目標に、「高齢者のための保健・福祉・医療サービスの提供」「高齢者の自立支援」「高齢者をみんなで支え合う社会づくり」「高齢者の人権尊重」の4点を基本視点として各種施策を総合的に展開してきたところである。

誰もが安心して幸せに暮らせるためには、地域住民の福祉意識の高揚を図り、高齢者を支えることへの理解を進めるとともに、ノーマライゼーションの理念に基づいたまちづくりが必要である。

「宮津市福祉有償運送特区」の認定を受けることで、セダン型の一般車両での輸送が可能となり、特に福祉車両を必要としない移動制約者の外出支援を推し進め、本市が地域福祉の推進にあたり目指す社会の姿としている「誰もが安心して暮らせる社会の実現」に寄与することが期待できる。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

高齢化の進展により、今後これまで以上に移動制約者が増えると予想される。市内公共交通機関では対応できない隙間を社会福祉協議会やNPO法人等のボランティア輸送により補完することで、移動制約者の外出が促進されるとともに、移動制約者本人の活動範囲を拡大させることが可能となる。

さらに、移動支援のため労働時間が制約されている家族にとっては、有償ボランティア輸送の実現により、家族の負担を軽減するとともに就労の継続が可能となる。

その他にも運行車両の拡大を行うことにより、今まで以上に福祉や医療サービスを受けることが可能となり、誰もが住み慣れた地域で安心して生活できるようになり、高齢者の介護予防等、住民の健康増進に大きく寄与するものと期待できる。

8 特定事業の名称

1206 (1216)

NPO等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

福祉タクシー利用助成事業（担当窓口：宮津市社会福祉課障害福祉係）

対象者

身体障害者手帳の交付を受け、次の障害程度を有する者。ただし、平成17年度から本人又は家族所有の自動車等で税の減免を受けている場合は対象外とする。

- ・ 視覚障害 1 級、2 級
- ・ 下肢又は移動障害 1 級、2 級
- ・ 体幹機能障害 1 級、2 級
- ・ じん臓機能障害 1 級

助成の方法

タクシー利用券（1月あたり1,000円、年間12,000円）を対象者に交付。

適用されるタクシー会社

- ・京都タクシー
- ・日本交通タクシー
- ・ハート急便
- ・吉田介護タクシー

手続きに必要な書類

身体障害者手帳

別紙 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容

別紙

1 特定事業の名称

1206 (1216)

NPO等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の
拡大事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

特区内で活動する運営協議会において認められた社会福祉法人、NPO
法人、医療法人及び公益法人等

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画認定日

4 特定事業の内容

(1) 事業主体

宮津市内で活動を行う社会福祉法人、NPO法人、医療法人及び公益法
人等

(2) 事業が行われる区域

出発地又は到着地が宮津市

(3) 事業行為

事業実施主体が道路運送法第 80 条第 1 項の許可を得て、要介護・要支
援認定を受けている人、身体障害者、その他単独では公共交通機関の利
用が困難な移動制約者で、あらかじめ事業主体に登録をした会員及びそ
の同伴者に対し、一般車両を用いて有償で送迎サービスを提供する。

5 当該規制の特例措置の内容

福祉有償運送の使用車両については、車いす若しくはストレッチャーの
ためのリフト、スロープ、寝台等の特殊な設備を設けた自動車、又は回転
シート、リフトアップシート等の乗降を容易にするための装置を設けた自
動車に限定されているが、特例措置としてセダン型等の一般車両の使用を
可能とすることで、地域福祉の増進を図ることができる。

(1) 宮津市福祉有償運送等運営協議会

有償ボランティアによる輸送事業（以下「輸送事業」という。）を円滑に
実施するため、宮津市福祉有償運送等運営協議会（以下「運営協議会」とい
う。）を設置し、輸送事業の必要性、課題、利用者の安全と利便の確保に係
る方策等を協議する。

運営協議会は宮津市が主催し、事務局を宮津市総務部企画調整課に置く。
構成員

- ・ 京都運輸支局長又はその指名する職員
- ・ 学識経験を有する者
- ・ 輸送事業の利用者の代表
- ・ ボランティア団体の代表
- ・ 公共交通機関の代表
- ・ 宮津市長が指名する職員
- ・ 丹後広域振興局長、丹後保健所長又はその指名する職員

運営方法

苦情処理の窓口を運営協議会の事務局に設ける。事務局は必要に応じて臨時に運営協議会を開催し、苦情内容等を運営協議会に報告する。

(2) 有償運送の条件

運送主体

宮津市内で活動する社会福祉法人、医療法人、NPO法人（保健、医療又は福祉の増進を図る活動を行うことを主たる目的とするものに限る。）及び公益法人で、運営協議会の協議を経て許可を取得した事業者とする。

運送の対象者

運送の対象者は、下記の条件のいずれかに該当し、運営協議会において認められた登録会員及び付添い人とする。

- ・ 介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第3項にいう「要介護者」及び第4項にいう「要支援者」
- ・ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条にいう「身体障害者」
- ・ その他肢体不自由、内部障害（人工血液透析を受けている場合を含む。）知的障害、精神障害等により単独での移動が困難なものであって、単独では公共交通機関を利用することが困難な者。

運送対象者の管理

運送主体では、会員の氏名、住所、年齢及び移動制約者、市民等であることの実態その他必要な事項を記入した会員登録簿を作成し、適切に管理する。

使用車両

- ・使用する車両については、運送主体が使用権原を有していること。
- ・福祉車両は、車いす若しくはストレッチャーのためのリフト、スロープ、寝台等の特殊な設備を設けた自動車、又は回転シート、リフトアップシート等の乗降を容易にするための装置を設けた自動車であること。
- ・運営協議会の協議によって認められたセダン型等車両であること。
- ・外部から見やすいように使用自動車の車体の側面に有償運送の許可を受けた車両である旨を表示すること。

運転者

普通第二種免許を有することを基本とする。これによりがたい場合は運営協議会において以下の点について協議をし、適当と認められた者とする。

- ・申請日前3年間運転免許停止処分を受けていないこと。
- ・京都府公安委員会等が実施する実車の運転を伴う特定任意講習会等の講習を受講した者であること。
- ・自動車事故対策センターが実施する適性診断を受診した者で、運転に関し特に支障が認められない者であること。
- ・その他移動制約者の輸送の安全確保に関し必要な知識又は経験を有する者であること。

なお、普通2種免許の取得については、運送主体において、一定の目標を立て体制の整備を図ることを検討することとする。

また、運送主体においては、運転者の氏名、住所、年齢、自動車免許の種類別、交通事故その他道路交通法違反に係る履歴、安全運転等に係る講習等の受講歴及び適性診断等の受診歴その他必要な事項を記入した運転名簿を作成し、適切に管理するものとする。

損害賠償措置

運送に使用する車両全てについて、対人 8,000 万円以上及び対物 200 万円以上の任意保険若しくは共済（搭乗者障害を対象に含むものに限る）に加入していること又はその計画があること。

運送の対価

運送の対価については、一般乗用旅客自動車運送事業及び地域の公共交通機関の状況等の地域特性を勘案しつつ、営利に至らない範囲として設定するものとし、一般乗用旅客自動車運送事業の上限運賃額のおおむね2分の1を目安に設定するものとする。

運営管理体制

運営主体において、運行管理、指揮命令、運転者に対する監督及び指導、事故発生時の対応並びに苦情処理に係る体制その他の安全確保及び旅客の利便確保に関する体制が明確に整備されていること。

法令遵守

許可を受けようとする人が、道路運送法第 7 条の欠陥事由に該当する者でないこと。